

昭和二十一年法律第六号

金融機関経理応急措置法

朕は、帝国議会の協賛を経た金融機関経理応急措置法を裁可し、ここにこれを公布せしめる。
第一条 金融機関には、この法律により、昭和二十一年八月十一日午前零時（以下指定時といふ。）において、新勘定及び旧勘定が設けられる。

第二条 金融機関の指定時における資産及び負債のうち、左に掲げるものは、新勘定に属する。

- 一 資産
 - イ 現金
 - ロ 国債及び地方債
 - ハ 国又は地方公共団体に対する金銭債権で国債及び地方債以外のもの
 - ニ 日本銀行、金融機関又は保険事業を営む組合に対する資産（手形、小切手その他これに準ずる資産で命令で定めるものについては、第四条の規定による措置をなしたものに限る。）但し、金融機関の発行する債券（以下金融債券といふ。）で額面金額三十円を超えるものを除く。
- ホ その他主務大臣の指定する資産

- 二 負債
 - イ 命令で定める預金等
 - ロ 国又は地方公共団体の公租公課
 - ハ 日本銀行、金融機関又は保険事業を営む組合に対する負債で預金等以外のもの（手形、小切手その他これに準ずる負債で命令で定めるものについては、その権利者たる金融機関から切手その他の手形等の資産で命令で定めるものに限る。）但し、金融債券で額面金額三十円を超えるものを除く。
 - ニ その他主務大臣の指定する負債

前項に規定する資産又は負債のうち、主務大臣の指定するものは、同項の規定にかかはらず、旧勘定に属する。

第三条 削除

第四条 日本銀行、金融機関及び主務大臣の指定する者は、その指定時において有する日本銀行、金融機関又は主務大臣の指定する者に対する手形等の資産（手形、小切手その他これに準ずる資産で命令で定めるものをいふ。以下同じ。）については、昭和二十一年八月三十一日までに、その債務者（手形及び小切手の支払人を含む。）に対し、その弁済の請求をなし又は書面を以てその種類及び金額を通知しなければならない。

第五条 金融機関の指定時における資産及び負債のうち、第二条の規定により新勘定に属するもの以外のものは、旧勘定に属する。

第六条 信託会社、保険会社、生命保険中央会、損害保険中央会、地方農業会その他の命令で定める金融機関の指定時における資産及び負債の新勘定又は旧勘定への所属については、命令で第二条及び前条の規定の特例を設けることができる。

第七条 金融機関の指定時における新勘定に属する負債の総額が新勘定に属する資産の総額を超えるときは、その超過額は、これを新勘定の旧勘定に対する貸として整理する。

金融機関の指定時における新勘定に属する負債の総額が新勘定に属する資産の総額に不足するときは、その不足額は、これを新勘定の旧勘定に対する借として整理する。

第八条 金融機関は、指定時における新勘定に属する資産について目録を作成し、命令で定める日までに、公証人の認証を受けなければならない。

公証人法中商法第六百七十七条の規定による定款の認証に関する規定（公証人法第六十二条ノ二を除く。）は、前項に規定する目録の認証について、これを准用する。

第九条 金融機関の旧勘定に属する資産又は負債に關し指定時後生ずる財産上の権利及び義務は、命令で定めるものを除いては、旧勘定に属する。

金融機関の指定時後生ずる財産上の権利及び義務のうち、前項の規定により旧勘定に属するもの以外のものは、新勘定に属する。

金融機関の指定時後生ずる役員及び職員その他の使用人に対する給与の債務の新勘定又は旧勘定への所属については、命令の定めるところによる。

第十一条 前条第一項の規定により、金融機関の旧勘定に属する現金（小切手を含む。）は、命令の定めるところにより、これを旧勘定から新勘定に移し、その金額に相当する金額は、これを新勘定の旧勘定に対する借として整理する。

第十二条 第九条第三項に規定する給与の支出金額は、命令の定めるところにより、これを新勘定の旧勘定に対する貸として整理する。

第十三条 金融機関は、第十六条但書の規定に基いて旧勘定に属する債務の弁済をなす場合においては、命令で特別の定をなす場合は、その弁済に必要な資金を新勘定から旧勘定に移し、旧勘定からその債務の弁済に充てるために、これを支出する。この場合においては、その移した資金に相当する金額は、これを新勘定の旧勘定に対する貸として整理する。

第十四条 第十条、第十一条、第十二条又は前条の規定により新勘定の旧勘定に対する貸又は借又は借として整理るべき金額については、差引計算をした残額を新勘定の旧勘定に対する貸又は借として整理する。

第七条、第十条、第十一条又は前条の規定による新勘定の旧勘定に対する貸又は借（前項の規定のある場合には、同項の規定を適用した結果生ずる貸又は借）の金額には、命令の定めるところにより、利息に相当する金額を加算して整理する。

第十五条 金融機関の資産のうち、新勘定又は旧勘定のいづれに属するか分明でないものは、旧勘定に属するものと推定する。

第十六条 金融機関は、旧勘定に属する債務の弁済又は旧勘定に属する資産の処分をなすことができない。但し、命令の定める場合は、この限りでない。

第十七条 金融機関の旧勘定に属する債務の弁済又は旧勘定に属する資産のいづれについても、弁済を受け又は金融機関の債務を消滅させる行為（免除を除く。）をなすことができない。但し、前条但書の規定に基いて旧勘定に属する債務の弁済又は旧勘定に属する資産の処分をなす場合において、旧勘定に属する資産については、この限りでない。

第十八条 金融機関の旧勘定に属する財産に対する強制執行、仮差押え若しくは仮処分又は担保権の実行としての競売の手続は、これをなすことができない。

金融機関の財産に對し既になされた強制執行、仮差押え若しくは仮処分又は担保権の実行としての競売の手續は、これを中止する。

前二項の規定は、第十六条但書の規定に基いて旧勘定に属する債務の弁済又は旧勘定に属する資産の処分をなす場合において、旧勘定に属する財産についてなすときは、これを適用しない。

第十九条 金融機関の新勘定に属する負債に關する権利者は、旧勘定に属する資産については、弁済を受け又は金融機関の債務を消滅させる行為（免除を除く。）をなすことができない。

第二十条 削除

第二十一条 日本銀行、金融機関又は主務大臣の指定する者に対する手形等の資産で、日本銀行、金融機関又は主務大臣の指定する者が指定時において有するものについては、弁済を受ける場合を除いては、主務大臣の認可を受けなければ、譲渡、譲受その他の一切の处分をなすことができない。

金融機関については、別に法律で定めるまでは、破産の宣告をなすことができない。

をするも金融機関再建整備法（以下再建整備法という。）第二十四条第一項第四号乃至第十号の規定の適用のないこととなる金融機関は、この限りでない。

前項の場合において左に掲げる資産及び負債は旧勘定に属し、その他の資産及び負債は新勘定に属する。この場合においては、応急措置法第七条の規定を準用する。

一 資産

再建整備法第二十四条第一項の確定損（新勘定金融債券について生ずる損失を含む。）

二 負債

再建整備法第二十四条第一項第一号の確定益

イ 再建整備法第二十四条第一項第二号の積立金

ロ 再建整備法第二十四条第一項第三号乃至第十号の規定により算出した確定損の整理負担額

ハ 再建整備法第二十四条第一項第三号乃至第十号の規定に相当する金額の当該資本、整理債務又は指定債務但し、整理債務又は指定債務についてはその現に残存する金額が当該整理債務について算出した確定損の整理負担額に達しないときは、その残存する金額に限る。

前項の場合において第一号又は第二号の債務について新勘定及び旧勘定の区分の消滅した日又は中間処理（再建整備法第十三条又は第十四条の規定による旧勘定の整理債務の新勘定への移換をいう。以下同じ。）をした日以後昭和二十三年二月十一日までに弁済があつたときは、その弁済は、同期間内に預入があつた部分について先ずなされたものとみなす。

一 前に新勘定及び旧勘定の区分の消滅した際に旧勘定に属していた預金等（応急措置法に定める預金等をいう。以下同じ。）の債務

二 中間処理をしている場合にはその際新勘定に移した預金等の債務

第一項の場合においては、金融機関は、再建整備法第三十四条第一項の公告の取消を公告し、同条第三項の登記を抹消しなければならない。

第四条 この政令施行の日までに中間処理をした金融機関で指定時において新勘定金融債券を所有するものは、その中間処理をした日に遡つてその際新勘定に移した債務のうち再建整備法第二十四条の規定による確定損を負担しない部分を超える部分（中間処理の際新勘定に移さなければならぬ。但し、前条第一項の場合は、この限りでない。）を旧勘定に移さなければならない。

前項の場合において旧勘定から新勘定に移した預金等の債務について中間処理をした日以後昭和二十三年二月十一日までに弁済があつたときは、その弁済は、その弁済前に預入があつた部分について先ずなされたものとみなす。

第一項の場合においては、金融機関は、再建整備法第十三条第四項（第十四条第二項において第一項の場合を含む。）の公告の訂正を公告しなければならない。

第五条 指定時からこの政令施行の日までになされた新勘定金融債券の償還は、これを無効とする。この場合においては、その償還を受けた者はその受けた償還金を昭和二十三年三月三十日までに当該新勘定金融債券を償還した金融機関（以下償還金融機関という。）に返還しなければならない。

前項の場合において、新勘定金融債券の償還に代えて、あらたに発行された金融債券（以下乗換金融債券という。）の交付を受けた者は償還金に代えて当該乗換金融債券を返還することができる。

前項の規定により通知を受けたときは、登録機関は、遅滞なくその事由を記載して抹消した登録の回復をしなければならない。

第一項の場合においては、償還金融機関は、社債等登録法により償還を原因として登録を抹消した新勘定金融債券について、その償還が第一項の規定により無効となつた旨を登録機関（社債等登録法に定める登録機関をいう。以下同じ。）に通知しなければならない。

前項の規定により通知を受けたときは、登録機関は、遅滞なくその事由を記載して抹消した登録の回復をしなければならない。

第一項の場合においては、償還金融機関は、再建整備法第三十三条第五項の規定は、これを適用しない。

第一項の金融機関については、再建整備法第三十三条第五項の規定は、これを適用しない。

第五条 指定時からこの政令施行の日までになされた新勘定金融債券の償還は、これを無効とする。この場合においては、その償還を受けた者はその受けた償還金を昭和二十三年三月三十日までに当該新勘定金融債券を償還した金融機関（以下償還金融機関という。）に返還しなければならない。

前項の場合において、新勘定金融債券の償還に代えて、あらたに発行された金融債券（以下乗換金融債券という。）の交付を受けた者は償還金に代えて当該乗換金融債券を返還することができる。

とする。この場合においては、昭和二十三年三月三十日までに当該新勘定金融債券の移転の際に受けた対価は、これをその移転を受けたものに返還し、その移転によつて消滅した権利義務は旧に復するものとする。

第七条 左の各号に掲げる金額の損失は、政府において当該損失を受けた者に、これを補償する。

一 附則第三条第二項第二号ハ但書の場合において整理債務又は指定債務について算出した確定損の整理負担額と当該整理債務又は指定債務の現に残存する金額との差額に相当するものとする。

二 附則第四条第一項に規定する債務のうち確定損を負担しない部分を超える部分の金額が現に残存する部分の金額を超えるときのその超過額

三 指定時後昭和二十三年二月十一日までに解散した法人から新勘定金融債券の移転を受けた場合において当該新勘定金融債券について生ずる損失の金額

四 附則第五条第一項又は第六条の場合において、新勘定金融債券の償還又はその利息の支払を受けた者が指定時後昭和二十三年二月十一日までに解散した法人である場合における当該償還又は当該利息に相当する金額の返還不能によつて生ずる損失の金額

金融機関再建整備法第三十三条第二項乃至第四項の規定は、前項の規定による損失の補償の場合に、これを準用する。

第一条 この法律は、公布の日から、これを施行する。

附 則（昭和二十四年六月一日法律第一八二号）抄

この法律は、中小企業等協同組合法施行の日から施行する。

附 則（昭和二六年六月一五日法律第二三九号）抄

この法律は、信用金庫法施行の日から施行する。

附 則（昭和三〇年八月二日法律第一一二号）抄

（施行の期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。
附 則（昭和五四年三月三〇日法律第五号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、民事執行法（昭和五十四年法律第四号）の施行の日（昭和五十五年十月一日）から施行する。

（経過措置）
2 この法律の施行前に申し立てられた民事執行、企業担保権の実行及び破産の事件については、なお前項の例による。

3 前項の事件に関し執行官が受ける手数料及び支払又は償還を受ける費用の額については、同項の規定にかかわらず、最高裁判所規則の定めるところによる。